

## V. 観光施設事業

### 1. 観光施設事業の概要

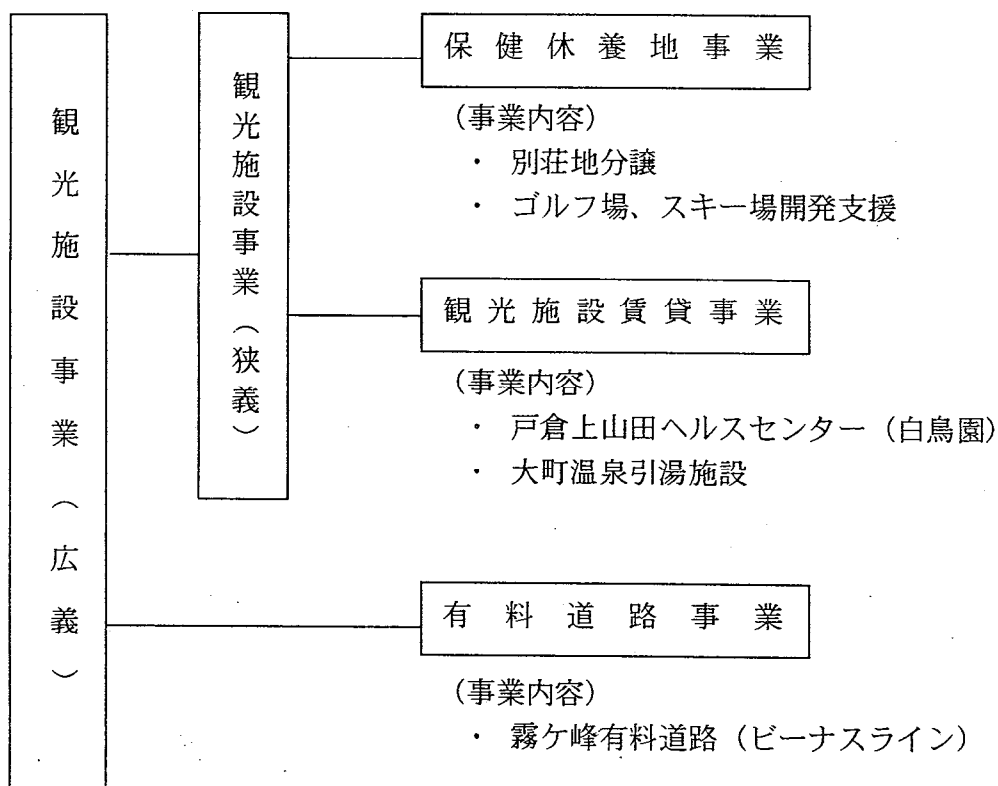
昭和36年4月1日に発足した企業局は、昭和36年8月1日に有料道路事業、昭和37年4月1日に観光施設事業(狭義)を開始した。観光資源の豊富な長野県に民間に先駆けて観光のための社会基盤を整備し、県外からの観光客誘致を促進する一方、地域住民の福祉の向上を図り、長野県の発展を支えてきた。

企業局では、今日まで40年余、常に企業としての経済性を発揮するとともに公共の福祉を増進することを基本において、有料道路事業並びに観光施設事業を行ってきた。

のちに企業局所管の有料道路の無料開放が進んだことにもない平成11年度において有料道路事業を観光施設事業(広義)に統合した。

所期の目的を達成した施設は順次地元市町村等に譲渡し、また、有料道路については無料開放した。有料道路事業は霧ヶ峰有料道路の無料開放を最後に事業は終結し、観光施設事業(狭義)では現在事業として行っているのは、保健休養地事業における別荘地分譲及びゴルフ場、スキー場開発支援並びに観光施設賃貸事業における戸倉上山田ヘルスセンター(白鳥園)のみである。

事業の概要を示すと次のとおりである。事業内容は平成10年度から平成13年度の期間に行っていたものである。



(1) 観光施設事業の最近5年度の業績

(単位:百万円)

年度	H9年度			H10年度			H11年度 合算	H12年度 合算	H13年度 合算
	観光施設	有料道路	合計	観光施設	有料道路	合計			
事業区分									
営業収益									
観光用地売上 (*1)	262		262	145		145	135	40	55
施設貸付料 (*2)	219		219	223		223	145	140	119
通行料金 (*3)		924	924		810	810	803	759	703
営業雑収	2	4	7		5	5	5	5	4
合計	484	929	1,414	368	815	1,183	1,089	945	883
営業費用									
用地売上原価	219		219	116		116	115	28	48
施設管理費	210		210	199		199	142	190	220
道路管理費		831	831		847	847	855	877	329
合計	429	831	1,260	315	847	1,163	1,113	1,095	598
営業損益	54	98	153	52	△32	20	△24	△150	285
営業外収益	37	6	43	14	8	23	7	8	23
営業外費用	2	183	185	2	19	21	16	14	12
経常損益	90	△78	11	65	△42	22	△34	△156	296
特別利益		399	399			0	11	1,962	400
特別損失		916	916			0	11	0	1,962
当年度純利益	90	△595	△505	65	△42	22	△34	1,805	△1,265

(注) \*1 保健休養地(別荘地)の分譲売上高

\*2 観光施設「戸倉上山田ヘルスセンター(白鳥園)」及び「大町温泉引湯施設」(平成10年度まで)の施設貸付料収入

\*3 霧ヶ峰有料道路通行料金収入

## (2) 保健休養地事業

地域の発展と住民福祉の向上を図るため、自然とのふれあいを大切に、地域の個性を生かした保健休養地(別荘地)の開発を昭和37年から30市町村42地区で実施してきた。地元市町村との密接な連携のもと、美しい信州の自然との調和に十分配慮した開発は、交通網の整備、雇用の拡大、経済の活性化など多くの社会的、経済的効果を地域にもたらしてきた。

所期の目的を達成した地区から順次事業を終了し、現在は、斑尾高原飯山地区、斑尾高原妙高地区及び飯綱高原地区の3地区で分譲をしている。

なお、継続中の3地区も、平成14年度をもって事業を終了し、企業局が行う保健休養地事業は全てを終了する。

### ①保健休養地開発の構造

保健休養地開発予定地の市町村等から有償又は無償にて土地の提供を受け、企業局にて開発し、これを分譲地として社団法人長野県地域開発公団が販売を行う。無償で提供を受けた土地については、販売による剰余金を地元へ還元する。社団法人長野県地域開発公団とは、長野県及び関連市町村が出資して「長野県が策定する開発計画に基づき主として農山村地域の開発を図り、県民福祉の増進に寄与すること」を目的として設立された団体である。

保健休養地の開発方式には3種類あり、次のとおりである。

#### ア. 寄付開発方式

市町村等から土地の寄付を受けて開発分譲を行い、これによる剰余金は現金と施設等で地元へ還元する方式をいう。

斑尾高原飯山地区・妙高地区はこの方式を取っている。

#### イ. 買取開発方式

主として公用地の所有権又は地上権を買い取って開発分譲する方式をいう。

飯綱高原地区はこの方式を取っている。

#### ウ. 分割払い買取開発方式

市町村から土地を取得する際に、一定の土地代金(取得時評価額)を支払って開発分譲を行い、これによる剰余金(取得後評価額の増額分)は残額土地代として施設と共に市町村へ還元する方式をいう。

保健休養地開発事業では別荘地の開発、分譲のほか、地元の市町村と連携して第三セクターを設立し、ゴルフ場及びスキー場の開発、運営を援助し、保健休養地の付加価値を高めてきた。企業局が関係する第三セクターには次のものがある。

[県が直接出資するもの]

ア. 浅間高原観光開発株式会社 (ゴルフ場 小諸市)

イ. 開田高原開発株式会社 (スキー場 木曾郡開田村)

(注)開田高原開発(株)は、平成14年12月25日に解散し、現在清算手続中である。

[県の外郭団体である社団法人長野県地域開発公団が出資するもの]

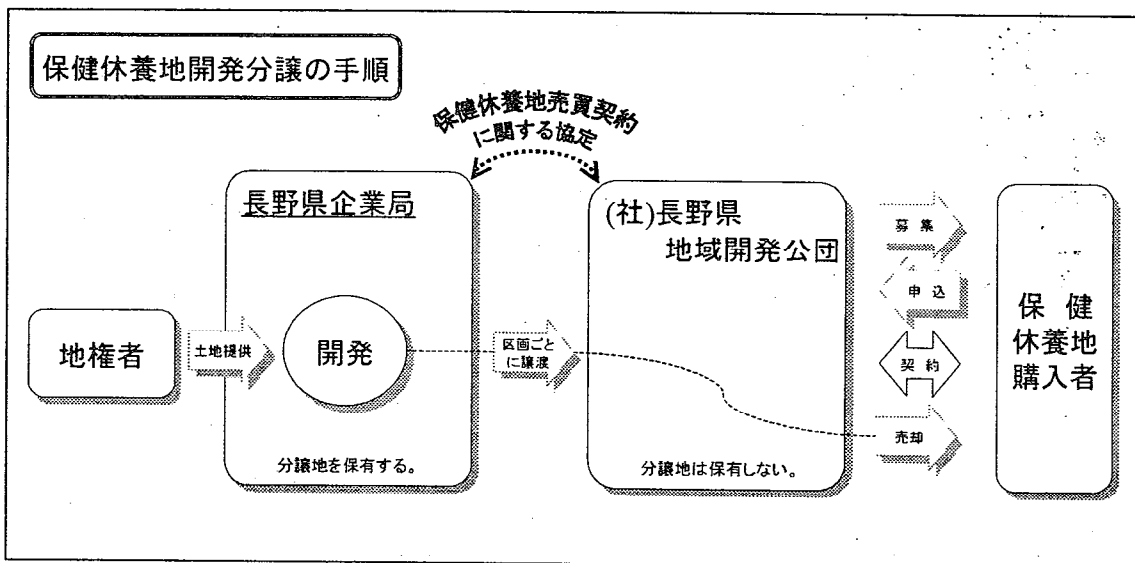
ウ.飯綱リゾート開発株式会社 (スキー場 上水内郡牟礼村)

エ.富士見高原保健地管理株式会社 (ゴルフ場、スキー場 諏訪郡富士見町)

②保健休養地開発分譲の手順

保健休養地の開発は、上記(2)①記載の3方式により土地又は地上権等を長野県が取得して分譲地を開発し、社団法人長野県地域開発公団が長野県との間で締結した保健休養地売買契約に関する協定書に基づき保健休養地の購入者の募集から販売までを行い、保健休養地の所有権は、長野県から直接購入者に移転されることとなる。

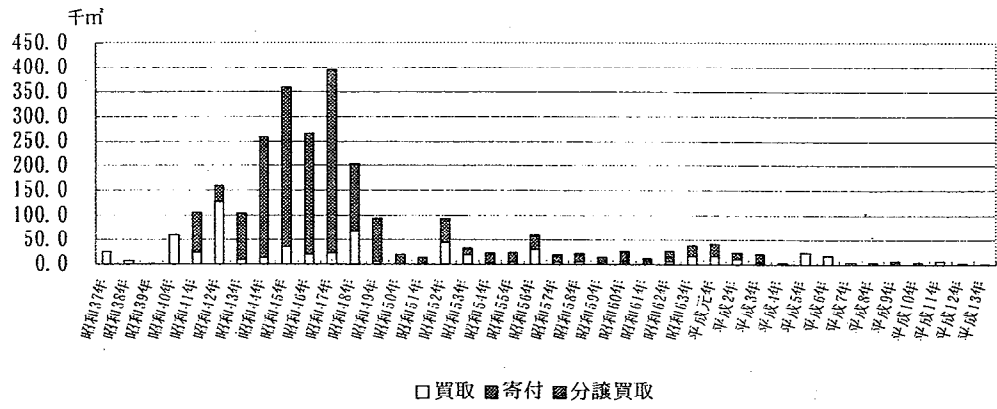
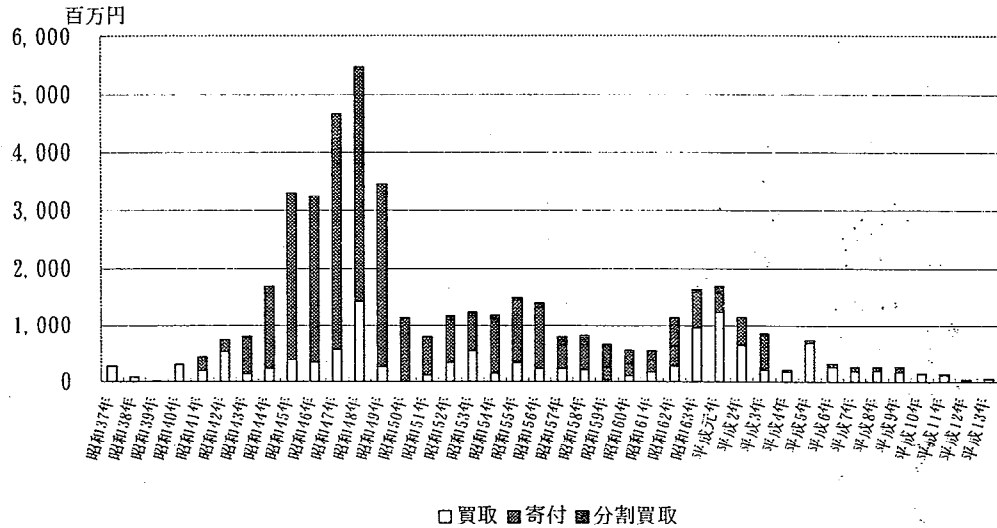
保健休養地の開発から販売までの手順の概要は下図に示すとおりである。



③保健休養地分譲状況の推移

保健休養地の分譲実績の推移は下図のとおりである。昭和48年をピークに年々減少傾向にある。

長野冬季オリンピック以降は長野県内においても地価下落化傾向が一層強まり、販売実績が僅少となり保健休養地開発の必要性も薄れてきた感もある。



④平成13年度の事業の概況

ア. 斑尾高原飯山地区、妙高地区

長野県飯山市と新潟県中頸城郡妙高村に跨る斑尾高原飯山地区及び斑尾高原妙高地区は既に用地開発は終了しており、平成13年度は分譲地販売のみが行われ、未分譲の飯山地区2区画、妙高地区13区画のうち、妙高地区1区画が販売された。

イ. 飯綱高原地区

長野県長野市及び上水内郡牟礼村に跨る飯綱高原地区については、平成13年度に最終となる同地区内のからまつの丘第二次分譲地の開発が完了し、分譲地の販売が行われた。従来からの繰越分譲地8区画、からまつの丘第二次分譲地22区画のうち、6区画分譲価額49,566千円が販売された。

ウ. 継続分譲地の状況

平成13年度末における未分譲地の概要は次のとおりである。

保健休養地	分譲残資産 (H13年度末)						
	小 口			大 口		合 計	
	区画数	面積	分譲予定価額	面積	分譲予定価額	面積	分譲予定価額
斑尾高原飯山地区	2	2,301 m <sup>2</sup>	6,157 千円	195,000 m <sup>2</sup>	1,092,702 千円	197,301 m <sup>2</sup>	1,098,859 千円
斑尾高原妙高地区	12	15,115 m <sup>2</sup>	126,741 千円	104,000 m <sup>2</sup>	197,368 千円	119,115 m <sup>2</sup>	324,109 千円
小 計	14	17,416 m <sup>2</sup>	132,898 千円	299,000 m <sup>2</sup>	1,290,070 千円	316,416 m <sup>2</sup>	1,422,968 千円
飯綱高原地区	24	24,944 m <sup>2</sup>	164,330 千円	0 m <sup>2</sup>	0 千円	24,944 m <sup>2</sup>	164,330 千円
合 計	38	42,360 m <sup>2</sup>	297,228 千円	299,000 m <sup>2</sup>	1,290,070 千円	341,360 m <sup>2</sup>	1,587,298 千円

(3) 観光施設貸付事業

観光施設事業(狭義)では保健休養地事業のほか、広く県内外の人々に健全な休養の場を提供するため地域観光の開発拠点施設として、ホテル、ロッジ、ロープウェイなど13施設を建設した。そのうち所期の目的を達成したものは、順次地元市町村等に譲渡し、それぞれの地域で観光発展のために有効利用されている。現在は観光施設貸付事業として「戸倉上山田ヘルスセンター(白鳥園)」1施設を管理している。

①戸倉上山田ヘルスセンター(白鳥園)の事業運営

企業局は県の所有する土地に、ホテル、浴場及び演芸場等の設備を建築し、これを運営事業体である長野県観光事業株式会社に賃貸している。長野県観光事業株式会社は、この施設を使用して、ホテル事業を営み、企業局は白鳥園の賃貸管理を行い同社より設備使用料を得ている。また、企業局は土地の大部分を県の一般会計から借り受けているため、土地使用料を県一般会計に支払っている。

長野県観光事業株式会社は企業局と地元自治体等で出資している第三セクターで、企業局が60%を出資している。

②平成13年度の事業の概況

ア. 施設貸付事業

誘客活動及び経費節減等の対策を行うも、白鳥園の来客数の減少に歯止めがかからず、長野県観光事業株式会社の業績は悪化し、同社に対する賃貸料の減額(積算費用の見直しによるもので平成12年度以降)により収益は減少した。白鳥園事業及び平成10年度まで行っていた大町温泉引湯施設貸付事業の最近5年度の売上高の推移は次のとおりである。

(単位:百万円)

年 度	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度
白鳥園	145	145	145	140	119
大町引湯施設	74	77	-	-	-
合 計	219	223	145	140	119

イ. 長野県観光事業株式会社

a. 売上高の推移

ホテル部門、浴場・演芸部門ともに年々売上高が減少している。新幹線開業後首都圏からの県内宿泊客が減少していることも原因の一つと見られる。

(単位：百万円)

年 度	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度
ホテル	639	525	512	475	461
浴場、演芸場	435	310	287	269	236
合 計	1,074	836	800	745	698

b. 来客数の推移

客単価の高いホテル宿泊者の来客数が減少している。

(単位：人)

年 度	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度
ホテル(宿泊)	47,101	43,104	43,010	40,743	39,334
ホテル(日帰)	5,801	5,953	5,779	5,677	7,968
浴場、演芸場	107,484	96,408	92,580	95,251	90,843
合 計	160,386	145,465	141,369	141,671	138,145

c. 売上高の季節的変動

秋から年度末にかけて(主として農閑期)来客数が増加し、売上増となる。

(単位：百万円)

月 次		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
H12年度	ホテル	38	30	28	22	35	22	44	53	48	52	49	49	475
	浴場、演芸場	17	18	20	12	14	17	35	19	18	27	23	44	269
	合 計	56	49	48	35	49	39	79	72	67	80	72	93	745
H13年度	ホテル	40	33	27	29	27	25	38	51	40	52	43	50	461
	浴場、演芸場	18	18	18	13	12	18	35	16	13	19	15	37	236
	合 計	58	52	46	42	40	43	73	67	53	72	59	87	698

(4) 有料道路事業

企業局による有料道路事業は、「信州の自然」をより多くの人々に楽しんでもらうための基盤整備の一環として位置付けられ、広域的観光の基幹道路としての役割を果たしてきた。これまでに6路線を建設したが、料金徴収期間を満了した道路を順次無料開放し、平成14年2月22日霧ヶ峰有料道路を無料開放し、平成13年度をもって有料道路事業を終了している。

① 霧ヶ峰有料道路の概要

昭和42年に一部供用が開始され昭和56年に全線開通となった、延長40.8kmの観光有料道路である。平成14年2月22日料金徴収期間の満了に伴い無料開放され、一般

道として管理は土木部へ移管されている。

自然保護のための調整等により工期が大幅に延長され、その間の物価高騰等により、工事費も計画を大幅に上回ることになったことなどの原因から計画交通量による料金徴収を確保できず、一般会計負担による無料開放をする結果となった。

建設概要

路線名	建設年度	事業費 (工事費増大分)	供用開始		県道名	延長 (km)
			一部	全部		
霧ヶ峰線	S41 ~ 43	800 百万円	S42.7.25	S43.7.21	(主)諏訪白樺湖小諸線	11.7
八島線	S43 ~ 45	1,200 百万円	S45.8.20	S45.11.6	(一)霧ヶ峰東餅屋線	9.5
美ヶ原線	S45 ~ 55	9,410 百万円 (5,440)	S50.11.1	S56.4.1	(一)美ヶ原公園東餅屋線 (主)松本和田線 (一)美ヶ原和田線	19.6
計	—	11,410 百万円 (5,440)				40.8

収支総額

(単位：百万円)

	総収入	総支出	収支
許可計画申請時 (S56.2)	32,708	32,708	0
実績	24,965	30,112	△ 5,147
差引(実績-計画)	△ 7,743	△ 2,596	△ 5,147

収支差額処理 (予定)

(単位：百万円)

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	合計
観光施設事業 会計		1,280					1,280
一般会計	1,962	400	400	200	400	505	3,867
合計	1,962	1,680	400	200	400	505	5,147



## 2. 監査の結果

### (1) 保健休養地事業

#### ①独立採算原則が達成されているかどうか(料金設定の妥当性)

##### i)保健休養地分譲価格の設定

保健休養地は、分譲により地元への還元利益を含めた開発原価等の回収を十分考慮しつつ、不動産鑑定評価を実施するなどして近傍類似価格等を参考し、地形、傾斜、眺望等による格差是正を行い、適正単価の設定を行うこととされている。

平成13年度分譲されている飯綱高原保健休養地「からまつの丘」第一次分譲地については、区画中最高ランク地と最低ランク地について不動産鑑定士による鑑定評価を実施し、これを基礎としてランク格差による補正を適正に行い分譲価格を決定している。

##### ii)分譲地のランク付け

分譲地のランク付けについては、傾斜、眺望、位置、植生、形状の5項目について比準し決定している。このランク付け状況は、分譲地の現地視察の結果、妥当に実施されていることを確認した。

##### iii)分譲価格の補正

平成13年度開発、分譲された同地区「からまつの丘」第二次分譲地については、上記i)の鑑定評価額を基礎に土地価格の経年変化を近隣地の長野県地価調査による価格動向を考慮し、引下げ修正しており分譲価格は適正に設定されている。

また、第一次分譲地についても同様の方法により分譲地価格の引下げを適正に実施している。

##### iv)開発事業者の選定

###### (ア)選定手順

保健休養地の開発に当たっての事業者選定は、長野県所定の「公共工事の請負契約の事務手順」に従い「請負人選定委員会」において指名事業者を選定し、入札の手続により適正に決定されている。

###### (イ)入札保証金の免除

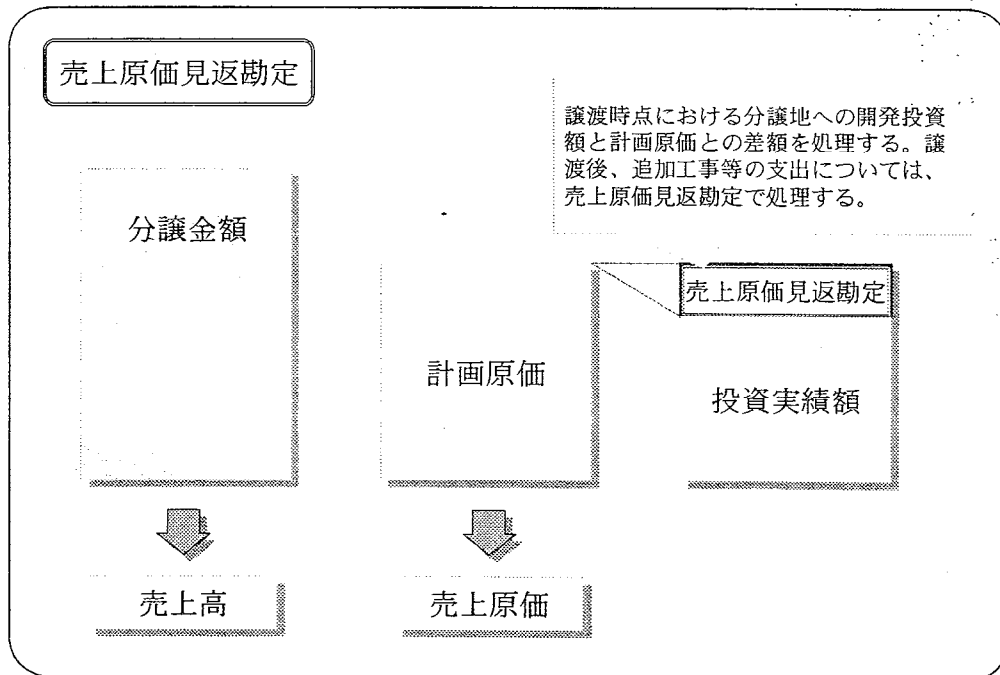
地方自治法施行令第167条の7第1項では、入札保証金を入札参加者から入札に先立って徴収することになっているが、地域開発課関連工事(保健休養地)では長野県財務規則第127条の規定に基づき入札保証金の納付免除規定を適用し、入札保証金を徴収していない。この入札保証金の免除について、入札関連文書上明示されていないため、免除事由のいずれに合致し、免除となったかが不明となっている。

入札保証金の免除について審査した証跡と明らかにすることも、情報公開に当たっては要求されることがあると思われるため、入札保証金を免除した理由が、免除規定のいずれに該当しているのかを「工事起工伺い」で明示することが望まれる。

②会計処理の適正性について

i) 売上原価見返勘定の会計処理について

売上原価見返勘定は、計画原価と実際投資原価の差額(不足)を経理処理する勘定科目であり、計画原価に対して今後支出が予定される又は備えるための金額となっている(下図参照)。同一地区の開発開始から終結までの間、損益計算においては分譲事業の売上原価は、計画原価に基づいて認識計上され、計画原価と実際発生原価との差額は、「売上原価見返勘定」として処理され、この勘定に集計されている計画値と実績値の差額は、開発地区の分譲が終結するまで精算されていない。したがって、外部環境の変化に伴う開発原価の変動、投資計画額の見直し等があり実際の投資原価が計画値に対し減少する場合、過年度の分譲事業利益が過小に計上され、事業終結年度は過大に計上される結果となる。

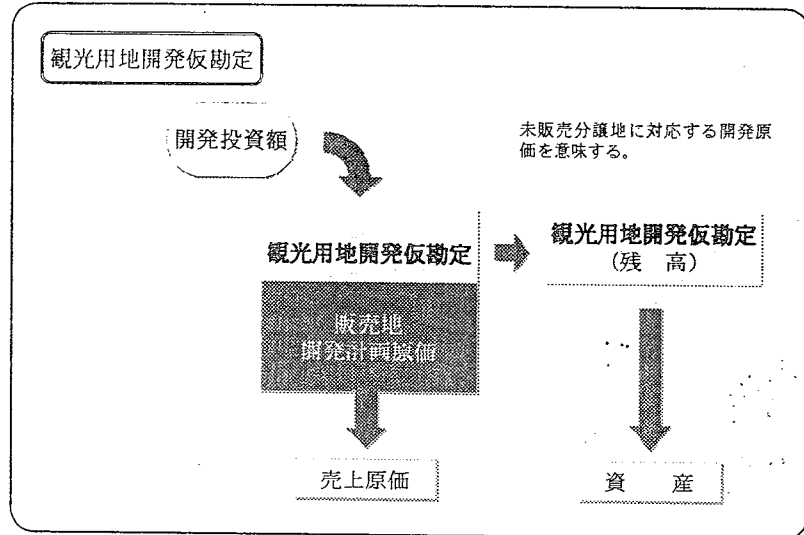


平成13年度末における売上原価見返勘定は総額で682,293千円であり、負債計上されている。この内訳は、富士見高原保健休養地122,944千円、開田高原保健休養地461,665千円及び飯綱高原保健休養地97,684千円である。

富士見高原保健休養地は昭和60年度、開田高原保健休養地は平成12年度をもって終結しているため、開発終結年度において売上原価見返勘定の残高は精算されるべきであった。

ii) 観光用地開発仮勘定について

観光用地開発仮勘定は、分譲地の開発に当たって投資された金額を分譲地が販売されるまで経理処理しておく勘定科目であり、未販売分譲地の開発原価相当額を示している。



斑尾高原飯山地区及び妙高地区の保健休養地については1.(2)④ウに記載のとおり、分譲地開発が既に終了した未販売区画(小口)が、飯山地区2区画、6,157千円(分譲予定価額)、妙高地区12区画、126,741千円(同価額)、また、地区内の道路造成、水道施設整備等の細部造成が実施されていない物件は、飯山地区197千㎡、1,092,702千円(同価額)、妙高地区119千㎡、197,368千円(同価額)の状況にある。これに対し観光用地開発仮勘定として資産計上されている金額は、下記のとおり総額646,695千円となっている。

なお、大口地区は、分譲見込が厳しく新たな開発には着手されていない。

保健休養地	観光用地 開発仮勘定 (A)	分譲予定価額		差額 (A) - (B)
		小口 (B)	大口 (C)	
斑尾高原飯山地区	402,165千円	6,157千円	1,092,702千円	396,008千円
斑尾高原妙高地区	244,530千円	126,741千円	197,368千円	117,789千円
合計	646,695千円	132,898千円	1,290,070千円	513,797千円

注：大口地区については、ほとんど開発が進んでいないため、上表差額欄は、観光用地開発仮勘定と小口地区分譲予定価額の差を示した。

分譲予定価額相当額に比して超過額(差額)が多額となっているが、この超過額は、過年度販売地の売上原価等として処理すべきものである。したがって、過年度の分譲事業利益が差額相当額過大に計上されたこととなる。

開発計画策定時とそれ以後において計画策定の基礎となる状況が大きく変化し、分譲予定価額が開発投資額を下回ることとなった場合には、開発投資額の方分譲予定価額超過額は分譲地の販売によって回収することが困難となるため資産計上金額を、処分見込価額まで切下げるべきであった。

## (2) 観光施設貸付事業

## ①独立採算制について

## i) 賃貸料設定

近年の賃貸料推移は次のとおりである。

平成12年度	年額	140百万円
平成13年度	年額	120百万円
平成14年度	年額	84百万円

(参考データ)

昭和37年度	年額	20百万円	(開業初年度)
--------	----	-------	---------

上記の算定根拠は次のとおりである。

(単位：百万円)

	H12年度	H13年度	H14年度
人件費	11	1	1
借地料	25	19	19
交付金	23	22	21
減価償却	75	75	75
その他	3	1	0
小計	140	120	118
減額			△34
決定額	140	120	84

長野県観光事業株式会社に対する施設の賃貸料は、観光施設事業の収益的支出見込み額の積上げ計算により算出しているが、事業開始当初の賃貸料及び近年の同社の業績悪化を考慮すると、実際は同社の負担能力に応じて調整しているものとみることができる。

修繕引当金繰入額を除く実際の発生経費が平成12年度158百万円、平成13年度145百万円であり採算の取れる料金設定となっていない。

運営を株式会社に委託することは民間の経営手法を活用し、効率性の高い経営を行うためであるが、料金設定と経営助成を混同することは事業の存在意義の検討を先送りすることとなる。

## ②財産の管理状況

i) 預金残高は適正に照合されている。

ii) 固定資産の現物確認

「長野県公営企業財務規程」によると年1回照合することとなっているが、実際は資産の異動時に行われているのみである。年1回以上の固定資産台帳と現物を確認することが必要である。

iii) 未収入金

長野県観光事業株式会社に対する施設賃貸料のうち平成13年度第4四半期分37,671千円が回収遅延となっている。これは、同社の経営不振による資金不足が原因となっている。

(3) 有料道路事業

①独立採算制について

平成11年度において、観光施設事業会計と有料道路事業会計が統合されているが、それぞれの事業は独立採算で行われている事業であり、結果として各事業別の採算を解りにくいものになっている。事業別に特別会計を設け、それぞれ独立採算として経営されてきたものを、有料道路事業の損失を埋める目的で統合したものであり、適正な処理とは認められない。

期限到来に伴う無料開放日(平成14年2月22日)現在の当路線の収支差額(不足額)5,147百万円は、決算上次のとおり処理されている(14年度以降は予定)。

	収入	特別利益 (補助金)	特別損失	(単位:百万円)
平成12年度	1,962	1,962		
平成13年度(開放年度)	400	400	1,962(道路施設除却損)	
観光施設会計内振替※	1,280			
平成14年度	400	400		
平成15年度	200	200		
平成16年度	400	400		
平成17年度	505	505		
合計	5,147	3,867	1,962	

※会計内の繰越金(保健休養地開発事業から得られた剰余金)で充当されており、決算上は表現されていない。

②観光施設事業と有料道路事業の会計区分の明確化及び精算処理

上記①の表に掲げた通り、平成13年度末において観光施設事業から有料道路事業へ2,784百万円(収支差額5,147百万円-平成12、13年度補助金合計2,362百万円)の立替処理が行われている結果となっている。また、平成14年度以降も霧ヶ峰有料道路に係る補助金を分割して受け入れることが予定されている。

有料道路事業は平成13年度で終了し、観光施設事業も終了に向かっている状況にあるが、統合された観光施設会計内における観光施設事業と有料道路事業の財政状態及び収支の状況を事業別に明確にし、それぞれの事業終結における一般会計と企業局特別会計との精算状況が明確となるような処理が必要と考えられる。特に、今後受け入れる補助金が目的外に使用されると誤認されないよう留意する必要がある。

### 3. 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

#### (1) 保健休養地事業

##### ①分譲価額決定のための土地鑑定評価について

飯綱高原地区保健休養地(からまつの丘第一次分譲)の分譲価額決定のため、同分譲地の3区画(最高ランク地、最低ランク地、その他)について不動産鑑定士による不動産鑑定評価を得ている。

不動産鑑定評価結果:

評価区画番号	ランク	鑑定評価額
21番(1,060㎡)	A	13,568,000円 (12,800円/㎡)
5番(1,122㎡)	G	12,230,000円 (10,900円/㎡)
4番(1,030㎡)	I	8,034,000円 (7,800円/㎡)

分譲価額は、近傍類似価格等を考慮し、適正な単価設定を行うこととされている。このため、不動産鑑定士による鑑定評価が利用されている。

「飯綱高原からまつの丘」第一次分譲においては、3地点について不動産鑑定士による鑑定評価を実施し、最高評価地点(21番)と最低評価地点(4番)の評価額を基礎として分譲価額を設定している。基準地以外の区画についてはそれぞれ基準値と比準して画一的に分譲価額が設定されている。したがって、基準3地点の中間地点(5番)の鑑定評価額は、分譲価額設定には利用されていなかった。

分譲地の各区画のランキングにあたって所定の「分譲価格評価基準」に準拠し、ランクを決定している現状に鑑みると、企業局のランクに従って、最高ランク地と最低ランク地の2地点について不動産鑑定士による鑑定評価を実施することで十分であった。中間ランク地についての鑑定評価は不要であり、不経済であったと考える。

##### ②観光用地開発仮勘定に含まれる資産の整理

観光用地開発仮勘定(総係費-仮設備)の中に次の設備が含まれている。

区分	金額
土地(1,061㎡)	22,370,618円
電話加入権(2本)	100,600円
備品(公用車1台)	66,210円
計	22,537,428円

土地は、過年度に有料道路会計から取得した物件であり、譲渡先を模索中であるが、現在東部町と貸付契約を締結し管理し、また、公用車は、現在企業局で使用されているが、観光用地開発仮勘定で処理すべき内容のものではなくなっている。速やかに処分するか、適正な会計または勘定科目に移管すべきである。

電話加入権については、利用休止期限(預り期限)が何時であり、権利が存在してい

るのかどうか不明の状況にある。県庁の他の部局での利活用の可能性を検討し、使用見込みのないものであれば、速やかに権利を売却するか、償却処理すべきである。

### ③社団法人長野県地域開発公団

社団法人長野県地域開発公団は、「長野県が策定する開発計画に基づき主として農山村地域の開発を図り、県民の福祉増進に寄与すること」を目的に昭和42年1月に設立された社団法人である。

同公団の定款第2章「目的及び事業」は、次のとおりである。

#### 第2条(目的)

公団は、長野県が策定する開発計画に基づき主として農山村地域の開発を図り、県民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

#### 第3条(事業)

公団は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 保健、休養等の施設の用地の取得、造成及び分譲
- (2) 公有施設の受託経営および管理
- (3) 保健、休養等の施設の経営、受託経営および管理
- (4) 保健、休養等の施設建築物の設計、工事監理等の受託
- (5) その他公団の目的を達成するために必要な事業

上記のとおり同公団は、長野県が策定する開発計画に基づく事業を実施すること目的としているが、平成14年度をもって県が保健休養地の開発・分譲事業を終結すると、長野県の開発計画に基づかない旧軽井沢マンション建設販売事業、富士見高原再開発事業等が公団の主要事業となる。このような事業の実施は、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成8年12月19日最終改正平成10年12月4日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ)に沿ったものではない。

長野県の実施する保健休養地の開発分譲が、平成14年度をもって事業を終了し、企業局が行う保健休養地事業は全てを終了することが計画されている現在、同公団の今後の在り方が問われるところである。

同公団は、上記のとおり長野県が策定する開発計画に基づき事業を実施して行くことを目的としているため、長野県による事業終結は同公団の存立基盤を消去するものであり、社団法人(公益法人)としての存在の必要性が否定されることとなる。

同公団が、長野県からの委託事業のみを実施しているのであれば、県の事業終結に伴いその事業を終結し、残務を県に引き継ぐ等すれば問題はない。しかし、公団自らが、土地を取得し開発販売し、またゴルフコースを運営する現況下において県の多額の財政負担無しに、公団事業の終結は困難な状況にある。

(2) 観光施設事業

長野県観光事業(株)が運営している戸倉上山田ヘルスセンター(白鳥園)の事業は、来客数の減少により赤字の状態が続いているため平成14年度をもって終了し、平成15年8月まで日帰り演芸浴場部門のみを戸倉町に貸与することが予定されている。その後の利用については検討段階であるが、施設の後利用には次のような課題があると思われる。

① 県一般財産としての福祉目的施設等への転用

- ・現状の施設は一般客用に建築されており、福祉目的施設等へ転用する場合相当多額の改装費用が必要と認められる。

② 地元自治体への譲渡

- ・演芸・浴場部門は地元住民の憩いの場として慕われており事業継続の要望が強いが、ホテル事業は地元住民にもたらすメリットが少ないため、ホテル施設を切り離す必要がある。
- ・切り離れたホテル施設の後利用の対策が必要となる。

③ すべての施設を取壊して施設貸付事業を廃止する場合

- ・増改築したばかりのホテル宿泊棟及び温泉供給施設等県有財産の除却が必要となり、多額の取壊し費用の負担も発生する。
- ・敷地の後利用対策または処分が必要となる。

(3) 有料道路事業

霧ヶ峰有料道路については、多額の損失処理を伴う無料開放に関して、料金徴収期間の延伸について当時の建設省と折衝した結果、建設省の方針(平成7年1月27日全国有料道路協議会への建設省有料道路課の回答)により料金徴収期間の延伸が認められなかった経緯がある。またこの道路は建設時に自然保護について多くの議論が存在した経緯があり、自然保護に配慮する路線変更にともない、工期が大幅に延長され、それが道路採算を悪化させたひとつの原因でもある。

無料開放後は土木部の管理となっているが、この路線の維持管理には多額の費用が必要となることが予想されている。

また、有料道路として運営されることで利用が抑制される効果は、環境負荷を低減していた一面もある。無料開放後の環境負荷については、対策費用の処理も含めて引き続き慎重に検討する必要があると考えられる。

無料開放にあたって、管理費を徴収する道路とする方法や、環境対策費用を徴収する方法、又これらの方法を一部の区間のみを導入する方法の検討が十分に為されたか否か疑問が残る。県としては、今後維持管理費用及び環境対策費用等をどう負担していくかの方法を含め様々な観点から再検討を行い、この道路の利用、維持・管理について見直していく必要があると思われる。

以上